

広島県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年四月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

広島市安芸区瀬野南町字一井木山二三〇・二三八の一・二三八の七（以上三筆について

次の図に示す部分に限る。）、二三六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）